

～ 新しいスタッフの紹介！ ～

はじめまして。私は、今年の5月より新納会計事務所でお世話になっている、鈴木 秀敏 と申します。以前は、全く異なる業種で働いていたのですが、大学時代から会計に興味を持っていた事もあり、ご縁があってこの新納会計事務所働き、税理士を目指すことになりました。仕事に勉強に（遊びに）全力で頑張っていこうと思います。



さて、話が変わるのですが、「もったいない」という言葉についてお話ししたいと思います。私は滋賀県草津市に住んでいるのですが、昨年7月の知事選で嘉田由紀子氏が当選し、滋賀県初の女性知事となりました。その嘉田氏が県政の方針として掲げていたのが「もったいない活かす県政を」でした。

「もったいない」の精神は、元はといえば近江商人によって実践されてきました。それをよく表しているのが「始末」という言葉です。皆さんは「始末」といえばどういう意味が思い浮かびますか？「火を始末する」とか「始末書」など、いろんな意味で使われていますが、近江商人が使っていた「始末」とは、無駄をせずに、モノを大切に節約・倹約という言葉なのです。

近江商人の商法は薄利多売に重点を置くものでしたから、利が薄ければ、まずコストを削減して、その商法を可能とするほかなく、「始末」する必要があったのです。かつて近江八幡の本店には使用人が常に数十人いる大所帯のために毎日の食事大変であり、当時は欠くことのできない漬物も膨大な量にのぼりました。当然そのへたやしっぱの量も多く、それを捨てずに乾燥させ味噌汁の具に再利用しました。

近江商人にとっての「始末」とは、単なる節約ではなく、モノを消費しても、その本来の効用を消費しつくす事によって、真にモノを活かして使う姿勢のことであり、現代風にいえば、資源のリサイクルや環境問題につながる発想であるといえます。私も近江商人に見習って、仕事をするにおいても生活するにおいても「もったいない」の精神を実践していきたいと思っています。まだまだ未熟な私ですが、所長、先輩方のご指導の下、精進してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

鈴木 秀敏



Windows Vista のお話！

～ Windows Vista の特徴 ～

PCの起動時間は、スリープ機能により高速化されます！

Windows Vistaでは、よく使うアプリケーションの起動が格段に速くなります！

Windows AeroによりCPU負荷が軽減されます！

(注) Windows Vistaでは、ウィンドウ枠が透過され、作業効率を向上させる新しいインターフェイス

「Windows Aero」が搭載されました(Home Basicを除く)。バックアップにおいては、2回目以降は飛躍的に速度が向上します！

Windows Vistaは、約2倍の速度でファイルのやり取りができます！

古いPCで、Windows Vistaを快適に動作させるためには

メインメモリの追加が最も効果的で、メモリは768MBから、大きくパフォーマンスがアップします。また、Windows Ready Bootsによる512MBのUSBメモリ増設で、古いPCでもパフォーマンスアップ可能です。

当事務所でも Vista を導入しました。使ってみた感想は、とにかく処理速度が速くなったということです。ただし、セキュリティ面が強化されたため、その都度、アクセス許可を聞いてくるので、最初の頃は、煩わしさを感じるかもしれません。

お知り合いに会計事務所をお探しの方がいらっしゃる時は、是非ご紹介いただきますようお願いいたします！

PROGRESS 第27号

2007年7月3日発行

新納会計事務所・(株)新納経営

〒604 0031 京都市中京区新町通二条下ル頭町16-1

TEL: 075(231)0335 FAX: 075(231)0473

<http://homepage3.nifty.com/smcweb/>

e-mail: smc-keiei@tkcnf.or.jp

PROGRESS(プログレス)とは「進歩」の意。皆様と共に進歩して行きたいという願いを込め発行します。



コーチングによるコミュニケーション



所長 新納賢二

先日、一泊二日の経営者勉強会に参加した。熱のこもったグループ討論が主で、時間を忘れる研修であった。

その中にコーチングを仕事にしている方がいて、皆の関心を引いた。コーチングとは、何か行き詰ったり迷ったりして相談に来た人に明確な目標や解決策を与える仕事だそうである。「質問を投げかけることで、自分が取るべき行動を自分で選択してもらうように導く」手法をとる。そして批判・責める・文句を言う・ガミガミ言う・脅す・罰する・ほうびで釣る等は相手を支配するものとして一切しないそうである。

支配する言葉では、一時的に強制できても真から人を変えることはできないからである。相手の気持ちを尊重し、自分で取るべき行動を自ら決定してもらう。本人が自ら選択して決めたものだから、当然意欲を持って行動できる、という事である。

彼はコーチングを仕事とする前は、10年間コンビニの経営を生業としていた。その中で出会った若者達と真剣に対話することにより彼等が変わっていく事を経験したという。

自閉症の若者を採用した時、笑顔を引き出す事ができ親御さんと手を取り合って涙したという。二年間、忍耐強く時間をかけた関わりで暴走族を止めるに至った若者もあった。気力のない若者の育った背景や気持ちを理解することで、彼のモチベーションに成果が出せたこともあった。

それらの出来事から「愛情と心で聴く」ことが自分に備わっていると気づいたそうです。

また彼は、世界最貧国のバングラデシュを旅した時、強烈な貧しさの中にありながら、一様に自分は幸せと言う若者達に衝撃を受けたと言う。物の豊かな日本で、自分は幸せと笑顔で言う若者がどれだけあるだろうか……。これらのことから彼は、人の幸せに貢献できるコーチングを自分の使命と感じ、本業とするに至ったそうである。

家族の崩壊、教育の場でのいじめ、職場におけるこころの病の増加、我々を取り巻く社会構造は変化し、ますます不確実な時代となりつつある。これからのコミュニケーションは指示命令型の上からの一方通行ではなく、双方向のコミュニケーションが必要であろう。また、自ら答えを考えることで、自発的に行動できる人間形成が期待できるというコーチングにも深く納得した。

今後さまざまな分野でコーチングが必要とされて行くのではないかと感じながら、研修を終えた。

< 目次 >

1頁 : 所長便り

2頁 : 働きながら年金を受け取る「在職老齢年金」って！

3頁 : 改正税法「減価償却制度・リース取引の見直し」

4頁 : 新しいスタッフの紹介！ WINDOWS VISTA のお話！

働きながら年金を受け取る『在職老齢年金』って!

社会保険労務士 新納 京子

連日、年金記録不備の問題が世間を騒がせています。年金を扱っている社会保険労務士でさえも、社会保険庁の管理がここまでずさんだったのには驚いています。

ご自分の年金を大切にいただくために、今日は、働きながら年金を受け取る時の注意点をお話します。

60歳以上で、社会保険に加入しながら(保険料を支払いながら)年金を受け取ると、給料の金額によっては年金が減額されます。この支給調整される年金の事を在職老齢年金といいます。

年金の仕組みは2階建て、支給調整されるのは網掛け部分です。

< 60歳 >	< 65歳 >
特別支給の老齢年金(報酬比例部分)	老齢厚生年金
特別支給の老齢年金(定額部分)	老齢基礎年金

また、特別支給の老齢年金の定額部分は、支給開始が、生年月日によって違います。(下記は男性のケース、女性は5年遅れで適用されます)

生年月日	定額部分支給開始年齢
昭和16年4月1日以前	60歳(65歳からは老齢基礎年金と名前が変わる)
昭和16年4月2日~昭和18年4月1日	61歳
昭和18年4月2日~昭和20年4月1日	62歳
昭和20年4月2日~昭和22年4月1日	63歳
昭和22年4月2日~昭和24年4月1日	64歳
昭和24年4月2日以降	(定額部分がなく、65歳から老齢基礎年金支給)

支給調整の計算方法

年金1カ月分 [網掛け部分・加給年金は除く]
月給 + (ボーナス ÷ 12)



65歳未満の人

+ が28万を超えると支給調整され

・ が28万以下、 が48万以下の場合 $(\text{月給} + \text{ボーナス} - 28万) \div 2$ の金額が減額されます

・ が28万以下、 が48万超の場合 $(48万 + \text{月給} + \text{ボーナス} - 28万) \div 2 + (\text{月給} + \text{ボーナス} - 48万)$ の金額が減額されます

65歳以上の人

と が48万を超えると支給調整され $(\text{月給} + \text{ボーナス} - 48万) \div 2$ の金額が減額されます

詳しくは当事務所にご相談ください、個別に計算させていただきます。

平成19年度税制改正における 減価償却制度・リース取引の見直し



(1) 減価償却における償却可能限度額及び残存価額の廃止 平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産

今までは、償却可能限度額(取得価額の95%相当額)までしか減価償却は出来ませんでした。今後は簿価が1円になるまで減価償却が出来ます。特に定率法においては、大幅に計算方法が変更となりました。

定率法による減価償却の具体例

例)取得価額;100 法定耐用年数10年
償却率; 現行 0.206

改正案 0.250(1/10×2.5)

定率法は改正により定額法の償却率の250%で減価償却する事になりました。しかし、この方法では残存価額を1円とできないため、右図のように均等償却費を下回る年度から定額法への切替えとなります。

現行			改正案				
経過年数	期末帳簿価額	減価償却費	経過年数	期末帳簿価額	定率法による減価償却費	未経過期間	未経過期間による均等償却費
1	79.4	20.6	1	75.0	25.0	9	8.3
2	63.0	16.4	2	56.3	18.8	8	7.0
3	50.1	13.0	3	42.2	14.1	7	6.0
4	39.7	10.3	4	31.6	10.5	6	5.3
5	31.6	8.2	5	23.7	7.9	5	4.7
6	25.1	6.5	6	17.8	5.9	4	4.4
7	19.9	5.2	7	13.3	4.4	3	4.4
8	15.8	4.1	8	8.9	(3.3)	2	4.4
9	12.5	3.3	9	4.4	(2.5)	1	4.4
10	10.0	2.6	10	0.0	(1.9)		4.4
11	7.9	2.1	11		(1.4)		
12	6.3	1.6	12		(1.0)		
13	5.0	1.3	13		(0.7)		
14	5.0	0.0	14		(0.6)		

8年目から定率法から定額法へ切替え

定率法 $13.3 \times 0.250 = 3.3 < \text{定額法 } 13.3 \times (\frac{1}{3}) = 4.4$

21%の効果 設備投資費用の早期回収が可能となり、会社のキャッシュフローが増加するなどの効果があります。

平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産

従来の方法を採用しつつ、取得価額の95%相当額まで到達している減価償却資産については、その到達した事業年度の翌事業年度から5年で均等償却を行います。

(H19.4.1以後開始事業年度より)

例)取得価額100万円 残存価額 5万円(未償却残高なし)

$(50,000 - 1) \times 12 / 60 = 9,999$ 円 簿価が1円になるまで償却を行います

(2) リース取引の改正(平成20年4月1日以後の適用)

リース会計基準が変更され、所有権移転外ファイナンスリース(リース終了後、その資産の所有権が移転しないもの)の賃貸借処理が原則廃止となりました。

改正前

皆様のリース取引のほとんどが賃貸借処理。リース料として費用計上。



改正後

売買処理とされます。リース料総額から利息相当額を控除した金額を取得価額とし、償却方法は、リース期間定額法(リース期間を償却期間とする定額法)となります。

ただし、例外としてリース料総額が300万円以下のリース取引などは、賃貸借処理する事も認められています。(税法上はそのリース料を償却費として取り扱います。)